

阿蘇くじゅう国立公園阿蘇地域管理運営計画書（案）について

九州地方環境事務所

1. 国立公園の管理運営計画について

(1) 作成目的

- ・ 地域の実情に即した国立公園管理業務の一層の徹底を図り、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ること。

(2) 作成主体

- ・ 地方環境事務所長又は自然環境事務所長（※本管理運営計画では、九州地方環境事務所長）

(3) 作成手続

- ・ 学識者、地元関係行政機関、地域関係者で構成員とする検討会の開催
- ・ 国立公園総合型協議会におけるビジョン、管理運営方針等の検討・地元自治体をはじめ関係行政機関からの意見聴取
- ・ 自然環境局長との協議
- ・ パブリックコメント 等

(4) 管理運営計画の内容

主に以下の事項を定める。

- ① 国立公園又は管理計画区の概況
- ② 管理の基本方針
- ③ 風致景観及び自然環境の保全に関する事項
- ④ 適正な公園利用の推進に関する事項
- ⑤ 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

2. 阿蘇くじゅう国立公園阿蘇地域管理運営計画書の作成

(1) 作成の背景と作業方針

- ・ 阿蘇くじゅう国立公園阿蘇地域の管理計画は、平成 13 年 3 月に改定しており、改定後 22 年が経過。
- ・ 現行計画策定後、農畜産業従事者の減少や生活様式の変化等により、阿蘇地域に特有の草原景観や農村景観の存続が危ぶまれてきていることから、平成 17 年に自然再生推進法に基づく「阿蘇草原再生協議会」が設立され、令和 3 年度に策定された阿蘇草原再生全体構想（第 3 期）に基づき、草原の持続的な保全の仕組みづくりに取り組んでいる。
- ・ また、平成 27 年度から阿蘇くじゅう国立公園満喫プロジェクトを推進し、上質なツーリズムを実現し、保護と利用の好循環による地域活性化を図っている。
- ・ さらに、阿蘇地域は、世界農業遺産やユネスコ世界ジオパークに認定されるとともに、世界文化遺産登録を目指した動きが、熊本県や関係市町村を中心に進められており、阿蘇地域の景観資源を保護しながら持続可能な利用をすることが求められるようになってきた。
- ・ 一方、カーボンニュートラルに向けた脱炭素の取組が加速する中、再生可能エネルギー施設が草原を含む一部地域で設置されているが、現行管理計画には当該施設に係る当該公園の保

護のための基準がないことから、場所や規模によっては阿蘇地域に特有の景観が阻害されることが懸念されている。

- ・上記のとおり、社会的条件の変化等が生じていることから、それを踏まえた景観保全や利用促進の取組を進めるため、管理計画を見直し、新たに管理運営計画を作成するもの。
- ・なお、令和2年11月から検討を開始したため、平成26年度版の「国立公園管理運営計画作成要領」（環自国発第1407074号）の通知に基づき案を作成するものとする。

(2) 策定案の概要（局長協議事項のうちの主なものを掲載）

1) 許可、届出等取扱方針

（現行計画の内容を〈基本方針〉、〈審査基準〉及び〈配慮事項〉に振り分けて整理。記述を〈基本方針〉、〈審査基準〉及び〈配慮事項〉として明確化するうえで必要に応じて表現を修正）

- ・再生可能エネルギー施設にかかる許可、届出等取扱方針を記載。
- ・阿蘇くじゅう国立公園阿蘇地域特有の景観である、広大で連続する草原景観を保護するため、現行計画に引き続き次の審査基準を設定。

●次に掲げる地域内で行う建築物の新築及び増築は、阿蘇地域の風致景観の特性上、原則として施行規則第11条第3項及び第6項本文で規定の例によることとされている同条第1項第3号（主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない）及び第4号（眺望の対象に著しい支障を及ぼすものではないこと）に抵触するものとする。ただし、公益上の必要性が認められる建築物又は規則第11条第3項に規定する建築物（当該地周辺で農業を営む者（以下、「地元農家」という。）による農産物販売所で簡易的なものを含む。）であって、当該地以外の場所においてはその目的を達成できないと認められる建築物については、この限りではない。なお、農産物販売所で簡易的なものとは、水平投影面積10㎡以下であり、地形の改変を伴わないものであって、かつ、周囲の環境に与える影響に鑑み、トイレ（浄化槽の設置があるもの又は循環型若しくはバイオトイレ等の周辺環境に配慮したものを除く。）の設置がないものとする。

（ア）中央火口丘地区においては、坊中山上線道路（車道）、南阿蘇登山線道路（車道）、仙酔峡線道路（車道）又は赤水山上線道路（車道）から望見される草原

（イ）北外輪瀬の本沿道景観保全区域

- 草原において新築する場合は、平屋建てとすること（地階及び半地階があり、見た目上平屋建てに見えるものも含む。以下同じ。）。ただし、建替えの新築については既存の階数高さを超えない場合は、この限りでない。

2) 公園事業取扱方針

（現行計画の内容を〈審査基準〉及び〈指導方針・管理方針等〉に振り分けて整理。記述を〈審査基準〉及び〈指導方針・管理方針等〉として明確化するうえで必要に応じて表現を修正）

- ・公園計画に位置付けられている乗馬施設と自然再生施設の取扱方針を追加。
- ・阿蘇くじゅう国立公園阿蘇地域は、広大で連続した草原景観やカルデラ内に広がる農村景観が特徴であり、利用拠点も風致景観に配慮するため、現行計画に引き続き次の審査基準を設定。

- 新たに事業決定され、新築される施設については、草原内へ設置する場合は、平屋建てとすること。それ以外の場合は、主要な展望地から展望される場合の眺望の著しい支障とならない高さとする。
- 擁壁は、自然石又は自然石を模した石積み擁壁若しくは同様の化粧を施したコンクリート擁壁とし、暗灰色とすること。

(3) 作成の経過及び施行に向けたスケジュール

R2.11～ 関係行政機関等の地域関係者と事前調整（平行して環境本省担当課とも調整）

R5.12 パブリックコメント開始（～R6.1）

パブコメ結果の公表準備（管理運営計画書の施行前に公表）

管理運営計画書案の自然環境局長協議

施行